

## ♪裁判所見学セミナーを開催しました♪



昨年12月12日及び12月25日に裁判所見学セミナーを開催しました。

家庭裁判所調査官、裁判所書記官及び裁判所事務官の仕事ってどんな仕事なのか、理解を深めていただくために、執務室の見学、模擬裁判、座談会等を行いました。



多数の方に御参加いただき、裁判所の業務内容や雰囲気がよく分かった、固いイメージが変わった等、感想をいただいています。



平成31年度も開催する予定です。その際は、このウェブサイトでお知らせしますので、是非、ご参加ください。

**模擬裁判を  
体験したよ！**





# 裁判所見学 セミナー

家庭裁判所調査官ってど  
んな仕事？

～The Family Court  
Investigating Officers～



家庭裁判所調査官は、行動科学（心理学、教育学、社会学、社会福祉学等）の知見を活かし、家庭裁判所で非行少年の調査や夫婦関係、親子関係を扱う事件に関わる国家公務員です。

家庭裁判所調査官がどのような仕事をしているか、見学したり、話をしたりしていませんか？

平成30年12月12日（Wed）  
13:10～16:00

場所：長野地方・家庭裁判所

対象：家庭裁判所調査官の仕事に  
興味のある方

内容：・仕事内容の説明（実際に  
少年事件の事例を検討する  
体験をしてみましょう！）  
・家庭裁判所の施設見学  
・現役家裁調査官との座  
談会など



## 申込方法

### ①電話による申込み

受付時間：午前8時30分から午後5時まで（土日祝日を除く。）

### ②メールによる申込み

メール件名には「裁判所見学セミナー申込」とご記入ください。本文には《参加希望コース（家裁調査官又は事務官）》《氏名（ふりがな）》《年齢》《性別》《連絡可能な電話番号》を記載し、[dc.ngn.jinji@wm.courts.jp](mailto:dc.ngn.jinji@wm.courts.jp) までメールをお送りください。

### ③FAX又は郵送による申込み

申込用紙に必要事項を記載の上、以下の申込先宛てにFAX又は郵送してください。

※ 申込用紙は、裁判所HP（<http://www.courts.go.jp>）から入手できます。

## 申込期限：12月5日（水）

※申込みが一定数に達した場合は、受付を締め切らせていただく場合があります。

※本セミナーは、採用選考活動とは一切関係がありません。

### 【申込先・問合せ先】

長野地方・家庭裁判所事務局総務課人事第一係  
〒380-0836 長野市旭町1108  
電話 026-403-2010（直通）  
FAX 026-235-4062

# 裁判所見学セミナー

～裁判所事務官・書記官ってどんな仕事？～

裁判所事務官は、裁判所書記官のもとで民事、刑事、家事、少年などの各裁判事務に従事し、事務局では総務、人事、会計などの司法行政事務全般に従事する国家公務員です。裁判所事務官がどのような仕事をしているか、見学したり、話をしたりしてみませんか？

平成30年12月25日(TUE)13:10～16:30

場所 長野地方・家庭裁判所

対象 裁判所書記官・事務官の仕事に興味のある方

内容 ◇裁判員裁判法廷見学

◇模擬裁判&調書作成体験

◇執務室見学

◇裁判所書記官・事務官との座談会 e t c.

普段着で  
気軽に来てね！



メールでも電話でも  
申し込めるよ！



## 申込方法

### ①電話による申込み

受付時間：午前8時30分から午後5時まで(土日祝日を除く。)

### ②メールによる申込み

メール件名には「裁判所見学セミナー申込」とご記入ください。本文には《参加希望コース(家裁調査官又は事務官)》《氏名(ふりがな)》《年齢》《性別》《連絡可能な電話番号》を記載し、

[dc.ngn.jinji@wm.courts.jp](mailto:dc.ngn.jinji@wm.courts.jp)までメールをお送りください。

### ③FAX又は郵送による申込み

申込用紙に必要事項を記載の上、以下の申込先宛てにFAX又は郵送してください。

※ 申込用紙は、裁判所HP(<http://www.courts.go.jp>)から入手できます。

## 申込期限：12月18日(火)

※申込みが一定数に達した場合は、受付を締め切らせていただく場合があります。

※本セミナーは、採用選考活動とは一切関係がありません。

### 【申込先・問合せ先】

長野地方・家庭裁判所事務局総務課人事第一係  
〒380-0836 長野市旭町1108  
電話 026-403-2010(直通)  
FAX 026-235-4062